

大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者の経営安定化を図るため、熊本県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内で利子補給を行うことについて、大津町補助金交付規則（昭和60年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資金)

第2条 利子補給の対象となる資金は、次の各号のとおりとする。

- (1)熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）
- (2)熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分）
- (3)熊本県金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分）
- (4)その他新型コロナウイルス感染症対策に要する資金であって、町長が認めるもの

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象となる者は、本町で事業を行う個人事業者、法人その他団体であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれらを構成員とする団体若しくはこれに準ずる者
- (2) 中小企業者のうち、個人にあつては町内に住民票を有する者、法人にあつては町内に本社を有する者
- (3) 町税の滞納がない者

(利子補給の期間)

第4条 利子補給の期間は、初回償還月（据置期間を含む）から3年以内とする。

(利子補給の額)

第5条 利子補給の額は、第2条に定める資金の利子として、取扱金融機関に支払った額（延滞利子を除く。）とする。

2 前項の規定により利子の補給を受ける融資金の限度額は、1,000万円とする。

(利子補給の申込等)

第6条 利子補給を受けようとする者は、融資実行後30日以内に大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)借入を証する書類（契約書の写し等）

(2)返済予定表の写し等償還計画が分かるもの

(3)新型コロナウイルス感染症対策に基づく融資であることが分かる証明（信用保証協会決定のお知らせ等）

(4)その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果を大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給認定（却下）通知書（様式第2号）（以下「認定通知書」という。）により、申込者に通知するものとする。

(利子補給の交付申請)

第7条 前条の規定により利子補給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、毎年1月1日から12月31日までの期間に取扱金融機関に支払った利子の額を翌年1月末までに大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)利子払込証明書

(2)納税証明書

(3)その他町長が必要と認める書類

(利子補給の交付決定)

第8条 町長は、認定者から前条に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、大津町新型コ

コロナウイルス感染症対策融資金利子補給交付決定通知書（様式第 4 号）により通知する。

（取消し及び返還）

第 9 条 町長は、利子補給の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給の交付決定を取り消し、又は既に利子補給が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)虚偽その他不正な行為により利子補給の交付を受けたとき。

(3)その他町長が適当でないと認めたとき。

（変更の届出）

第 10 条 認定者又は認定を受けようとする者が、申込内容に変更があった場合はすみやかに大津町新型コロナウイルス感染症対策融資金利子補給申込内容変更届（様式第 5 号）に変更内容の確認できる書類等を添付して町長に届けなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 8 日から施行する。